

熱中症予防のための対応について（お知らせ）

盛夏の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は学校園の教育活動にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、近年では、学校における熱中症事故が各地で多発しており、気候変動の影響を考えると、今後も災害級とも言える暑さが懸念されます。令和6年4月から改正気候変動適応法が全面施行され、環境省と気象庁では、暑さ指数（WBGT）をもとにした「熱中症特別警戒アラート」及び「熱中症警戒アラート」の運用など、熱中症対策が強化されています。

つきましては、園児児童生徒の安全確保のため、稲美町立学校園では、下記のように対応することを原則といたしますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 熱中症予防のための「臨時休業等の措置」について

(1) 『熱中症特別警戒アラート』※¹発表時の対応

- ・授業日・登園日の場合は臨時休業とする。
- ・夏季休業日及び週休日の場合は、各種行事等は中止・延期とする。預かり保育・放課後児童クラブは実施なしとする。

※¹ 熱中症特別警戒アラートは、県内すべての観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が35以上になると予想される場合に、環境省より発表（前日の14時頃）されます。

(2) 『熱中症警戒アラート』※²発表時の対応

- ・暑さ指数（明石）※³の数値を確認し、以下の①②の場合には、学校園が臨時休業も含め、活動内容（部活動を含む）の変更または中止・延期を検討する。夏季休業日及び週休日も同様とする。

①前日17時頃の予測で、翌日の登校時間帯の暑さ指数が33以上の場合

②当日午前7時に、暑さ指数が33以上の場合

- ・臨時休業の場合は、預かり保育・放課後児童クラブも実施しない（気象警報発表時と同じ）。

※² 熱中症警戒アラートは、県内いずれかの地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が33以上と予想される場合に、環境省より発表（前日の17時頃と当日の午前5時頃）されます。

※³ 暑さ指数（明石）は、「熱中症予防情報サイト（環境省ホームページ）」の明石の数値を使用します。

2 下校時間の繰り下げ等について（小中学校）

当日の下校時間帯において暑さ指数が33以上であるときは、しばらく様子を見て下校時刻を繰り下げることがあります。その場合は、各学校から配信メール等でお知らせします。

3 臨時休業等に関する連絡体制について

- ・各種行事等、実施の判断や内容変更、中止や延期等について、必要に応じて各学校園から配信メールやホームページ等により連絡します。夏季休業日及び週休日の預かり保育・放課後児童クラブについては、幼稚園・委託先からの連絡となります。
- ・気象警報発表時と同様、給食費の返還はありません。

4 暑さ指数（WBGT）に基づいた対応

- ・活動場所の暑さ指数が31以上の場合 →運動は原則中止する
- ・活動場所の暑さ指数が28以上31未満の場合 →熱中症の危険が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避ける
- ・部活動における各種大会への参加 →大会主催者の指示に従う

5 熱中症予防に関する注意事項について

- ・毎日水筒を用意していただき、適宜水分補給を行うよう、お子様にお声かけください。
- ・毎朝の健康観察は、熱中症予防にも有効です。体調が悪い時は無理をせず、自宅で静養させてください。

